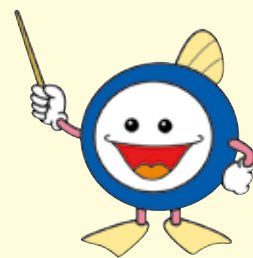


9月10日は・・・

下水道の日



『下水道 見えないところで ファインプレー』

(令和5年度 下水道推進標語)

下水道の日が9月10日と定められたのは、下水道の大きな役割の1つである「**雨水の排除**」を念頭に、台風シーズンである220日(立春から数えて)が適当とされ、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始めたことがきっかけです。

下水道の役割や整備の重要性を知り、水環境の保護について考えてみませんか？

下水道の役割

まちを**清潔**にする

家庭から出た汚水は、下水道管を通して処理場まで運ばれます。汚水を速やかに排除し、衛生的で快適な生活環境にします。



まちを浸水から**守る**

大雨でも、市街地の道路など水浸しにならないよう、すばやく雨水を排除し、安全安心なくらしを守っています。



水環境の汚染を**防ぐ**

下水道管を通して下水処理場に運ばれてきた汚水は、消毒され、きれいな水となって海に戻るため、水環境を汚染から守っています。



そのほかにも 下水処理場できれいになった水を再生水として使用するほか、消化ガスによる発電、污泥の堆肥化など、エネルギーや資源を創っています。



再生水

処理水を人が触れても安心な再生水にして、森園公園のせせらぎ用水に利用しています。



消化ガス発電

消化タンクで出たガスを利用し、約5,000kwh/日(一般家庭500世帯分)の発電を行っています。

堆肥化



家庭菜園等の堆肥として利用できます。 1袋 100円(15kg入り)

【販売場所】

- ・大村浄水管理センター
- ・共和化工(株)長崎事業所






【問合せ先】

共和化工(株)長崎事業所(西部町1201-1)
Tel: 0957-48-5717

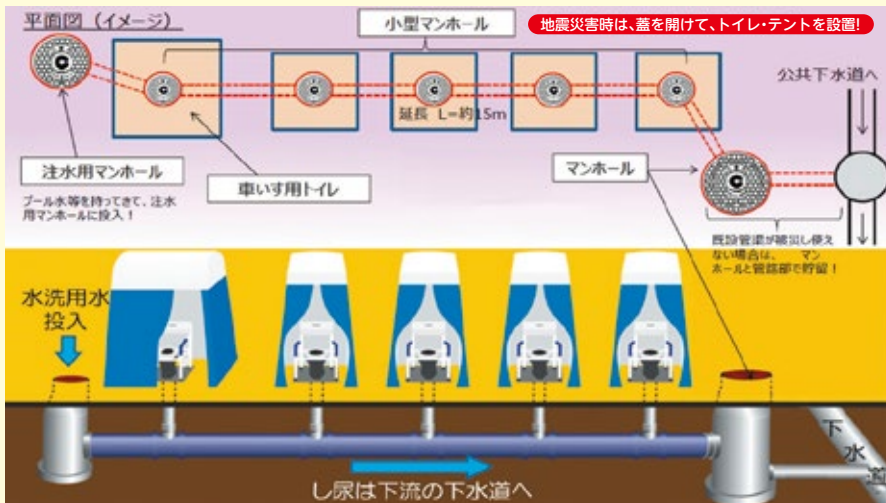
下水道の施設

下水道は、**3つの施設**から成り立っています。

<p>下水道管</p>	<p>家庭や工場から出る下水を集め、傾斜をつけて自然に流下させます。地中にある汚水管の太さは、直径15cm～165cmくらいで、マンホールと合わせて使います。</p>	
<p>ポンプ場</p>	<p>自然流下では送れない下水をポンプでくみ上げ、処理場に送ります。また、大雨時は、雨水を速やかに川や海に放流し浸水を防ぎます。</p>	
<p>処理場</p>	<p>運ばれた下水を微生物の働きと沈殿を利用してきれいな水に戻し、海に放流します。</p>	

災害用マンホールトイレの整備

災害時でも避難先で安心して利用できる**マンホールトイレ**を、指定避難所の小中学校に整備しています。



整備済：

- (中学校) 郡、桜が原、玖島
- (小学校) 西大村、大村、富の原、中央、鈴田、三城、旭ヶ丘、松原

令和5年度整備：大村中、萱瀬小

ディスポーザー

大村市では令和5年4月から、下水道に接続された専用住宅に、『**直接投入型ディスポーザー**』（生ごみ処理機）が設置できるようになりました。設置に関する内容は、上下水道局ホームページをご覧ください。

◎下水道に関するお問い合わせ



- ・下水道工務課 53-1682
- ・下水道施設課（浄水管理センター）54-3110

連載

おおむらの水道事情 第2回

6月号では、「水道事業の現状と課題」について掲載しました。今回は、おおむらの水道事業の建設改良の状況についてお知らせします。

現在の水道事業の建設改良の状況

▶ 法定耐用年数を超えた施設（令和4年度末時点）

管路 85.5 km
 設備 380件

新大村駅から鳥栖駅
 まで約85.5km

▶ 令和4年度更新を実施した施設

管路 4.9 km
 設備 8件

水道事業を持続させるためには、水道施設の更新や耐震化などを着実に推進する必要があります。費用の平準化及び施設の延命化等に努めながら、限られた財源の中で施設更新を行っています。

施設の更新や耐震化等に要する経費（建設改良費）に充てるために企業債（借金）を借り入れています。また、消火栓設置などの他会計が負担すべき費用については、負担金が充てられます。企業債や負担金等を充ててなお不足する額については、内部留保資金を充てます。

※内部留保資金とは

純利益や減価償却費などの現金支出を伴わない費用によって内部留保された資金



坂口浄水場耐震補強工事



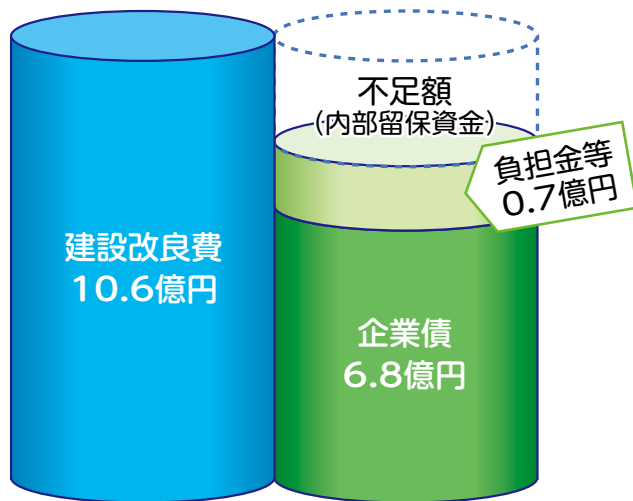
管路更新状況



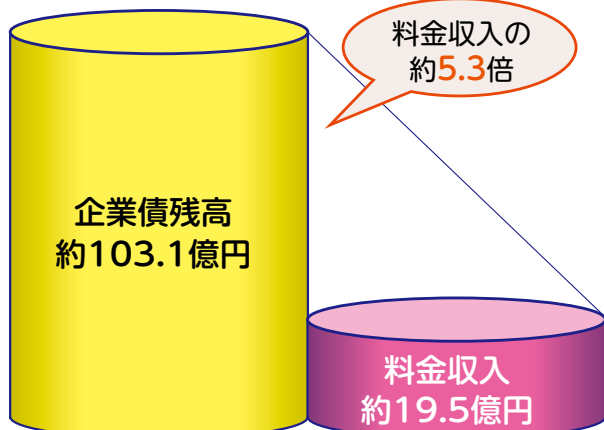
井戸改修全景



井戸改修状況



※令和4年度末時点



※令和3年度水道事業会計決算より



※参考
 令和3年度料金収入【税抜】
 1,949,115千円

— 企業債残高について —
 料金収入の約5.3倍の企業債（借金）を抱えています。世代間負担の公平性を確保し、将来世代への過度な負担が生じないように企業債発行の抑制に努めています。



インボイス制度への対応について



令和5年10月1日からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）導入にあたり、大村市上下水道局では、適格請求書発行事業者（インボイス事業者）の登録を行いましたのでお知らせします。

インボイス制度とは？



インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことです。売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために発行する適格請求書（インボイス）を売手と買手の双方が保存することで、消費税の仕入税額控除が適用されます。

インボイス発行事業者登録番号

大村市上下水道局の各事業ごとの登録番号は、次のとおりです。

- ・大村市水道事業 : T4800020003121
- ・大村市下水道事業 : T7800020003119
- ・大村市工業用水道事業 : T3800020003122
- ・大村市農業集落排水事業 : T5800020003120

上・下水道等をご使用の皆さまへ

上下水道料金等の適格請求書（インボイス）は従来の様式に、インボイスとして必要な事項を追加で記載したものを発行します。

- ・「上・下水道使用量のお知らせ」（検針票）
- ・納入通知書（ハガキ）
- ・支払証明書

※「水道料金・下水道使用料振替済のお知らせ」の部分

上下水道局へ請求書を発行いただく事業者さまへ

インボイス発行事業者さまにおかれましては、当局との課税取引に係る請求はインボイスを交付していただきますようお願いします。



大村市上下水道局
Omura City Water & Sewerage Works Bureau

お問い合わせ

- 上下水道局料金センター 0957-53-1111
- 上下水道局（業務課） 0957-53-1116

ホームページアドレス <http://omura-waterworks.jp/>